

## ◎新潟県告示第1194号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年11月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

### 1 起業者の名称

上越市

### 2 事業の種類

（仮称）上越市体操アリーナ整備事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

上越市大潟区九戸浜地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）上越市体操アリーナ整備事業（以下「本件事業」という。）は、公共の用に供する施設を上越市が設置するもので、法第3条第32号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業について、必要な経費を今年度予算措置しているとともに、来年度以降の予算措置についても確約をしていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

上越市では、とりわけ大潟区において、その歴史の中で体操競技との関わりが深く、体操競技の振興のために永続的な活動を続けており、平成20年に「大潟体操アリーナ」を建設した。この大潟体操アリーナは、器械体操専用の練習施設として評価の高い施設であり、全国の学校やクラブをはじめ、海外のクラブからも練習や合宿の申込みがある。近年では、高齢者の健康体操やスポーツ競技者の体幹トレーニングのためにも利用されており、定員超過のため利用調整に苦慮しているとのことである。また、大潟体操アリーナは、器械体操の練習専用施設であるため、大会を実施する場合でも観客席がなく、また、狭小敷地に建設しているため、駐車場や選手の更衣室、トイレ等の施設が不足している状況である。さらには、地元の体操クラブから、新体操やトランポリンができるようにとの要望があるが、施設の高さ不足から、現在これらの競技はできない。そこで、市では、大規模な体操競技の大会のほか、新体操やトランポリンもできる新たな体操アリーナを起業地に建設することとしたものである。

本件事業の実施により、利用者の増加に対応し、大会の円滑な実施が可能となるだけでなく、体操競技の全種目（器械体操、新体操及びトランポリン）の練習環境が整うこととなり、大潟体操アリーナとともに「体操のまち上越」を支える両輪として、その果たす役割は大きいものと認められる。

また、大潟体操アリーナに近い本件起業地に建設することで、利用人数や練習種目によって、両施設を使い分けすることができ、様々な要望に対応することが可能となる。両施設合わせて、日本有数の総合的な体操専用施設となることから、各種大会を通じて、トップレベルの技術に触れる機会が増え、体操競技者のみならず、市民にとっても高い利益があるものと認められる。さらには、スポーツを通じた交流人口の増加による経済効果や観光振興の効果も期待できるものである。

本件事業による周辺環境への影響として、景観の悪化や施設利用者の自動車騒音等の環境悪化が考えられるが、施設は低彩度の外壁とし、敷地周囲に樹木を残したりフェンスを設置するなどして近隣住家への騒音等の影響を緩和することとしていることから、周囲への影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件起業地は、希少な野生動植物の生息生育は認められず、また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財包蔵地に該当せず事業の実施に支障がない旨、それぞれ市が担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

##### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、大潟体操アリーナとの相乗効果を最大限に活用するため、大潟区に

建設することを条件に、周辺道路事情や経済的条件、付近の公共施設の状況などをも勘案して、3箇所を選定し比較検討した結果、両施設をバスで移動することが可能で、付近の公共施設や観光施設を活用してのトレーニングや合宿ができるなどの利便性や経済効果を期待でき、大潟体操アリーナとの相乗効果が最も発揮できる本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、利用者の増加に伴う支障を解消し、安全かつ円滑な体操競技の大会運営のため必要な施設であり、この状態が継続すると、大会運営に支障が生じ、利用希望者にとって大きな機会損失である。また、地元の体操クラブからは早急な施設機能の充足を求められており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上越市教育委員会体育課